

# 緊急時の対応

## 1. 警報発令時の対応について

警報発令時の対応について、居住市町や、名古屋市に**暴風警報、暴風雪警報が発表されている場合のみ**、授業の開始の見合わせをします。他の警報(大雨、大雪、洪水警報など)が発令されている場合でも授業は行います。ただし、危険が伴う場合は欠席や遅刻の扱いはしませんので、無理に登校しないでください。

## 2. 登校する前

- (1) 午前6時30分の時点で、名古屋地方気象台から居住市町や名古屋市、通学路上のいずれかの地域に**暴風警報、暴風雪警報が発表されている場合**、授業の開始を見合わせます。  
午前8時30分までに解除された場合は午前10時30分より授業を行います。午前8時30分の時点で警報が出ている場合は、臨時休業となります。登校しないでください。
- (2) 居住地域において**暴風警報、暴風雪警報が発表されていなくても**、他の警報(大雨警報、大雪警報、洪水警報など)により登校に危険が伴う場合は無理に登校しないでください。保護者の判断で自宅待機し、学校に連絡してください。その場合欠席や遅刻の扱いにはなりません。

## 3. 登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報、暴風雪警報、が発表された場合及び発表されると予想される場合

気象・交通機関及び通学路の状況等を判断して、授業を中止し、マチコミメール等で各家庭に連絡して安全を確認して速やかに下校するようにします。既に暴風警報等が発表されている場合や下校途中で気象状況が悪化することが予想される場合は、保護者の迎えでの下校となりますので、よろしく願いいたします。ただし、保護者の迎えが困難な場合は、学校で待機となります。

## 4. 特別警報について(気象業務法の改正に伴う特別警報の導入)

- (1) 午前6時30分の時点で、名古屋地方気象台から愛知県全域、愛知県西部、尾張東部または名古屋市に「**特別警報**」が発表されている場合は、臨時休業となります。登校しないでください。「**特別警報**」が午前8時30分迄に解除された場合も授業を行いませんので、登校しないでください。居住市町に「**特別警報**」が発表されている場合も同様です。欠席や遅刻の扱いにはなりません。
- (2) 登校後に「**特別警報**」が発表された場合、即刻、授業を中止し、各家庭に連絡して安全を確認して速やかに下校するようにします。マチコミメール等で連絡しますので、お迎えをお願いします。保護者の迎えが困難な場合は、学校で待機します。

警報等	登校状況	時間・状況	対応	マチコミ 連絡
暴風警報 暴風雪警報	登校前	6:30時点で発表されているとき	登校見合わせ	
		8:30までに解除されたとき	10:30から授業開始	
		8:30までに解除されないとき	臨時休業	
	登校後	警報等が発表されそうなとき	安全確認後下校	有
		警報等が発表されそうで、下校途中での気象状況悪化が予想されるとき	保護者迎え	有
		警報等が発表されたとき	保護者迎え	有
特別警報	登校前	6:30時点で発表されているとき	臨時休業	
		8:30までに解除されたとき	臨時休業	
	登校後		保護者迎え	有

## 5. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

### (1) 「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報名で気象庁より発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。</li> </ul>
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合</li> </ul> <p>&lt;ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。&gt;</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

南海トラフ地震臨時情報			マチコミ 連絡
調査中	巨大地震警戒・巨大地震注意	調査終了	
通常どおり教育活動を行うが、地震関連の情報を収集し、安全確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則通常通り。ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保。</li> <li>状況の切迫度、地域の危険度により、臨時休校の場合や登下校見合わせ等の判断もあり。</li> </ul>	通常通りの教育活動を行う。	有

6. 大規模地震発生時の対応

(1) 大規模地震の定義

県内で震度5強以上の地震が観測されたとき

※ただし、震度5強以上ではなくても、地震発生時において、次のような場合は(2)と同様の対応を行う。

① 学校周辺の鉄道等の運状況を確認し、再開の見込みが立たない場合

② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、幼児児童を安全に帰宅させられないと判断した場合

(2) 大規模地震発生時の初期対応

登校前	登下校中	在校中
<p>■原則として休校</p> <p>・防災機関や自主防災組織の指示に従います。</p> <p>・翌日以降、連絡があるまで自宅待機とします。</p>	<p>■原則休校</p> <p>・揺れが収まった後、学校が自宅か、近い方に向かいます。安全が確認できる場所に避難します。</p>	<p>■揺れが収まった後、一時避難として運動場もしくは体育館に集合します。</p> <p>■保護者が引き取りに来るまで、学校に留め置きます。</p>

(3) 学校災害対策本部の設置

次の場合、早期に「学校災害対策本部」を設置し、初期対応を行う。

① 県内で震度5強以上の地震が観測されたとき

② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令されたとき

緊急時の情報は、メールでお知らせしますが、災害発生時などの混乱時は、メール等の情報連絡が機能しない場合が考えられます。保護者の方は、テレビなどのニュースに注意していただき、ご案内の通りの行動をお願いいたします。